

時評



東北大学名誉教授
小田中聰樹

私たちの責務

③

もう一つの例が、翁長前沖縄知事が辺野古新基地埋め立て承認の撤回手続きをとるとしたことに対して、沖縄防衛局が不服として行政不服審査法に基づき撤回の効力停止を国交相に2018年7月27日に審査請求したことである。その請求の根拠とされたのが行政不服審査法である。

この法律は、「国民」に対し行政庁が違法又は不当な処分、公権力によって国民の権利、利益を侵害した場合に国民を救済することを目的としている(第1条)。

この目的規定に照らせば、沖縄防衛局には請求の根拠は全くない。のみならず、同法第7条第2項は、「国の機関に対する処分で、その固有の資格において当該処分の相手方となるものについては、この法律の規定は、適用しない」、と規定している。この規定によっても、沖縄防衛局に請求の法的根拠がないことは一層明らかである。

しかも、この請求は、行政機関たる沖縄防衛局が同類の行政機関たる国交相の判断を求めるものである。請求も判断も「同じ穴の貉」同士という滑稽で奇妙な手続きとなる。

「茶番劇」となること必定である。果たせるかな、2018年10月30日、石井国交相は、日米同盟にも悪影響を及ぼしかねないなどの理由で、撤回の執行停止を決定したのである。

④

このように合法性を無視し、「国民」の権利と利益を制限・剥奪する無法な政治権力に対し、

警戒を怠ってはならない。特に警察権力による刑事弾圧的手法の駆使、自衛隊によるその補完的強圧、政治勢力・マスコミなどによる分裂工作や謀略活動には特に警戒が必要である。

いま沖縄では、辺野古新基地建設の賛否につき民意を問う県民投票が行なわれようとしているが、投票実施のための予算が否決される事態が一部の市町村で生じている。この動きは、沖縄県民に対する分裂工作の現れである。

⑤

以上のような無法な動きに対して、これを跳ね返すには、運動が不可欠である。

この運動の思想的な核となるのは、多様性を抱えた幅広い市民の統一と団結である。

第二次世界大戦後、松川闘争、60年安保闘争、反原発闘争、反核運動、憲法運動(9条の会、市民共同アクション、憲法会議など)をはじめとする数多くの民主主義運動、平和運動が統一と団結の旗印の下に展開されてきたという歴史を踏まえて、次のように述べて結語とする。

私たちは、豊富な運動経験と高い力量とを蓄積している。このことに自信を持ち、国家権力の無法極まる暴走を阻止し、平和憲法、人権憲法、福祉憲法、「希望の憲法」を護り抜き、平和な未来を次世代に引き渡すべき責務があると考えます。

私たちの運動は、必ずや深刻な現状を根本的に打開し、変革するであろう。

(おだなか としき)

①

安倍内閣・自民党が改憲案を第197国会(2018年10月24日～)に提出することを阻止できたことは、民主主義勢力・平和勢力による憲法運動の成果として高く評価したい。

安倍首相は、昨年8月12日下関市の講演会で自民党改憲案を前記国会に提出する意向を表明するなど、再三に亘り改憲の意欲を表明したが、断念した。

断念に追い込んだのは、戦後日本の憲法運動、民主主義運動、平和運動の力量である。このことを再度確認し強調したいと考える。

②

とはいえ、安倍内閣・自民党・追随勢力(翼賛政党、財界、腐敗官僚、右翼団体など)による悪政の展開は、深刻な状況にある。改憲策動を始めとして、昨年12月18日の閣議決定の「新防衛計画の大綱」・「中期防衛計画大綱」に基づく大軍拡、過労死容認の「働き方改革」、辺野古新基地建設の強行、原発依存政策の展開(原発再稼働推進、原発輸出)、民営賭博公認のカジノ法、などが数々の悪政の代表例である。